

# 支援学校等卒後対策専門部会設置要領

制 定 平成 10 年 12 月 17 日

最近改正 平成 28 年 4 月 1 日

## (目的)

- 支援学校等卒後対策専門部会（以下「部会」という。）は、大阪市地域リハビリテーション協議会設置要領第 7 条の規定に基づき、支援学校等の在校生（大阪市内居住者に限る。）に対して、関係機関が有機的に連携し、卒業後における適切かつ円滑な進路相談指導等を促進するために設置する。

## (事業)

- 部会は、上記の目的を達成するため、次の事項を協議する。

- (1) 在校生（大阪市内居住者に限る。）の進路相談指導等に関する情報交換および研究
- (2) 卒後の適切な施設利用についての検討
- (3) その他、必要と認める事業

## (組織)

- 部会は、支援学校等の在校生（大阪市内居住者に限る。）に対する進路相談指導等にかかる各領域の実務関係者をもって組織する。

## (会議)

- 会議は、必要に応じて開催するものとし、議題は事前に事務局へ申し出るものとする。

## (事務局)

- 部会の事務局は、大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター相談課に置く。

## (その他)

- この要領に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は部会長が定める。

附 則 この要領は、平成 10 年 12 月 17 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 24 年 12 月 21 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。